

社会福祉法人南陽園 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南陽園（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条並びに第28条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、運営協議会委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 心身の故障等により役員としての業務ができなくても、在任期間中は支給するものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、給与等支給規定第13条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、役員及びスタッフ旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第4の定めによるものとする。

(運営協議会委員の報酬)

第6条 運営協議会委員の報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応

じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月 10 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与等支給規定第 3 条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、選任後 6 ヶ月ごとに支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 8 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 9 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 10 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 600,000 円
常務理事	月額 400,000 円

理事	月額 300,000円
----	-------------

別表2 (常勤役員等の賞与)

6月の賞与	報酬月額×1か月分
12月の賞与	報酬月額×1か月分

別表3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	6か月ごとの金額
会議への出席及び法人経営への助言	100,000円

(2) 理事

	6か月ごとの金額
会議への出席及び法人経営への助言	100,000円

(3) 監事

	6か月ごとの金額
会議への出席及び法人経営への助言	200,000円

別表4 (職員給与との併給)

役職名	役員報酬額
理事長	月額 30,000円
常務理事	月額 20,000円
理事	月額 10,000円

※当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

※賞与及び退職金の支給は、給与等支給規定に準ずる。

別表5 (運営協議会委員の報酬)

	日額
運営協議会への出席	5,000円